

船舶インシデント調査報告書

平成30年5月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年8月30日 19時00分ごろ
発生場所	長崎県 <small>い</small> 岐市 <small>かつもと</small> 勝本港北方沖 若宮灯台から真方位011°38海里付近 (概位 北緯34°30.0′ 東経129°49.0′)
インシデントの概要	漁船 <small>しんりょう</small> 新漁丸は、操業中、主機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年2月7日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 新漁丸、18トン NS2-15705（漁船登録番号）、個人所有 第290-47556号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.5m 日没時刻：18時51分ごろ
インシデントの経過等	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、勝本港北方沖でいか一本釣り漁の操業をしていた。</p> <p>船長は、発電機からの異音を聞き、発電機を駆動している主機を停止して点検を行ったが、異音が発生する要因が分からなかった。</p> <p>船長は、主機を始動することができなかったので、自力航行ができないと判断し、所属する漁業協同組合の取締船に救援を依頼した。</p> <p>本船は、来援した取締船によって勝本港に<small>えい</small>航された。</p> <p>本船は、機関整備業者が発電機を点検したところ、発電機の軸受等が破損していることが判明し、後日、中古の発電機に換装された。</p> <p>発電機は、約10年前に開放整備が実施され、6、7年前に軸受が交換された後、破損した軸受の整備が行われていなかった。</p>
分析	本船は、勝本港北方沖で操業中、主機が駆動している発電機の軸受が破損したことから、主機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、日没後の薄明時、勝本港北方沖で操

	<p>業中、主機が駆動している発電機の軸受が破損したため、主機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 運航に必要となる発電機は、運転時間及び使用期間を考慮し、定期的に点検及び整備することが望ましい。